

青山学院女子短期大学の女子大化構想の変遷

清水 康幸

<要旨>

開学60年を迎える本学は、その歴史において何度か短期大学から4年制女子大学への再編構想が浮上し、そのつど挫折を繰り返してきた。問題となったのは、①新制大学発足時の女子大学構想（1947～49年）、②女子大学・女子学部構想（1958年）、③1980年代半ば以降の女子大学構想、という3つの時期である。これらの女子大化構想は、それぞれの時期に短期大学がかかえた課題に対する本学なりの「解決」策でもあった。本稿は、3つの時期の女子大化構想の挫折の過程を振り返ることで、今日の改革課題に対する歴史的視座を得ることを目的とする。

キーワード：女子短期大学、女子大学、女子高等教育、女子の高学歴化、短期大学改革
Keywords : Women's Junior College, Women's College, Women's Higher Education, Women and post-secondary education in Japan ; Trends in Japanese women obtaining college degrees, Restructuring of Junior College

はじめに

青山学院女子短期大学は、前身の青山学院女子専門学校を改組して1950年4月に開学し、2010年には開学60周年を迎える。その歩みは、日本における短期大学のたどった歩みと重なっており、日本の高等教育が歴史的にかかえてきた課題の推移とも重なっている。とりわけ、「女子」「短期」「大学」というそれぞれのファクターが持つ固有の課題が複層的に本学の歴史に反映している。

こうした諸問題の中で、本稿が取り上げるテーマは、開学以来本学の継続的イシューであり続けた「女子大化」をめぐる推移を再検討することである。といっても、今回はそのアウトラインをなぞる以上のことはできない。しかし、この問題は、時代ごとの日本の女子高等教育のかかえた課題に対する本学なりの「解決」策として登場してきたのであり、その意味を確認することは、今日の本学における改組改革の持つ歴史的位置づけを考えるうえでも一定の意味があると思われる。

本学の歴史については、主要には次の2点の文献がある。

○『青山学院女子短期大学の歩み』1975年11月刊

○『青山学院女子短期大学開学50周年記念誌 50年の歩み』2000年11月刊

また1980年代半ば以降の改組改革の動向については、第1次・第2次将来計画委員会、新大学構想委員会、改組改革委員会における各報告書のほか、

○『青山学院女子短期大学 1994－自己点検・自己評価報告』1995年3月発行

○『青山学院女子短期大学 2002－自己点検・評価報告』2003年3月発行

等に一定の整理がある。

以下、それぞれの時期ごとの「女子大化」問題を概観しておきたい。大きくは、①新制大学発足時の女子大学構想（1947～49年）、②女子大学・女子学部構想（1958年）、③1980年代半ば以降の女子大学構想、という3つの段階を経ている¹⁾。このうち、本稿では①と②の時期を中心とし、③は経過を再確認する程度にとどめる。また、2005年以降の大学との「統合化」諮問とその後の直近の動向については、今回は省略することとする。

1. 開学時－女子大学開設構想とその挫折

(1) 戦後初期の青山学院・女子専門学校の動き

まず、1947～49年の新制大学発足時の問題である。

『青山学院女子短期大学の歩み』によれば、1947年3月公布の学校教育法により、同年4月から6・3・3・4の新制学校教育制度が打ち立てられるとすぐ、青山学院は女子専門学校を4年制の女子大学とすることを決定している。院長・各校長・各部長・関係理事で構成される「復興協議会」は、8月9日の協議会において、①女子専門学校を1949年度から女子大学とすること、②単独での昇格が困難な場合には専門学校（男子）と合併して大学とし、女子のみの学級を編成すること、を決定しているのである²⁾。

前者の単独女子大学案の内容は、当時の女子専門学校が有していた家政科・国語科・英語科を発展させ、家政学部（生活科学科・生活芸術科・栄養学科・社会学科・児童学科）と文学部（国文学科・英文学科）の2学部を置き、さらに家事専修科を引き継ぐものとして2年制のジュニア・カレッジを併設するというものであった。この時点でジュニア・カレッジ制度を構想していることは、当時の日本ではきわめて早い対応として注目される。後者は次善策としての大学との合併案だが、その場合でも女子のみの学級を設けるとしては注目される。女子教育へのこだわりがうかがえる対応である。

この復興協議会の決定にもとづき、9月16日の女子専門学校職員会は、次の決定を行った³⁾。

一、青山学院専門学校（男子）は、昭和二十四年をもって大学に昇格の予定。

一、女子専門学校は青山学院大学の一部として編成される。

一、右を推進するため、連合委員会を設ける。女子専門学校側として次の六名を委嘱する。〔氏名略〕

第1項で男子の専門学校の大学昇格を優先していることが分かる。第2項の「女子専門学校は青山学院大学の一部として編成される。」という表現は、大学との統合をイメージしたものと理解されよう。第3項の連合委員会は、専門学校（男子）と女子専門学校との双方の委員によって構成されたものである。その後の委員会での検討においては、青山学

院全体の財政的基盤の弱体を理由として、とりあえず男子の専門学校だけを単独で男女共学の大学に昇格させるべきだとの方向が強まったとされる。

翌1948年5月、連合委員会とは別に青山学院大学設立準備委員会が組織され、6月12日、次のような決定を行った⁴⁾。

一、大学の学部・学科組織は次の通りとする。

(1) 商学部 商学科 (男女共学)

(2) 文学部 英米文学科・キリスト教学科 (共に男女共学)

女子専門学校英語科は、英米文学科に包含する。

(3) 工学部 横須賀分校 (機械科・土木建築科) が自力で昇格可能ならば昇格させる。

二、女子専門学校の家政科・国語科は当分専門学校として据置き、適当な時期に昇格させる。 [下線は引用者]

この案は、男子の専門学校を男女共学の新制大学に再編することを前提に、女子専門学校の英語科のみを大学の文学部英米文学科に統合し、家政科、国語科は当分専門学校として据え置き、時機を見て大学に統合又は昇格させるという計画である。

こうして、男子の専門学校だけが1949年4月から4年制大学に昇格する方針が決定されたのだが、その後の結果から見ると、上の案にあった女子専門学校英語科の英米文学科への包含は取り消されている。理由は不明である。結局、女子専門学校は従来通りの学科構成をもって新たな歩みを進めざるを得なくなった。このことが当時の女子専門学校に与えた衝撃は大きかったようで、49年3月には13名の専任教員のうち7名の退職者をみたのも「これと無関係であったとはいいきれない」⁵⁾とされている。

(2) 短期大学制度の成立と本学の対応

他方、同時期に私立学校経営者 (本学の古坂校長を含む) と文部官僚とによってジュニア・カレッジ設立準備委員会が組織され、日本におけるジュニア・カレッジ制度についての研究が進められていた。こうした動向の背景に、当時のGHQの民間情報教育局 (CIE) による思惑と文部省等への間接指導があったことはよく知られている。こうして48年12月、すでに大学設置認可作業を開始していた大学設置委員会 (文部大臣の諮問機関、和田小六委員長) は教育刷新委員会 (首相の諮問機関、南原繁委員長) に「二年制大学の設置について」の申し入れを行い、これを受けた教育刷新委員会は翌49年1月に、大学とは異なった名称を付すことを条件に、「二年又は三年制大学を設けること」を建議した。これにより、同年5月の学校教育法改正が行われ、翌50年4月から短期大学制度が発足することとなった⁶⁾。青山学院女子専門学校は、この短期大学という新しい制度の下で戦後の再出発をすることとなったのである。

旧学制から新学制への移行にあたって、当時の旧制専門学校の実情として、教員構成や施設設備、財政基盤等の関係で、4年制大学の基準を満たしがたい学校が数多くあった。短期大学の創設はそうした学校を新学制に適應させる手段ないし救済策とも受け止められ

た面があるが、この制度を推進した私立学校関係者の中ではより積極的な位置づけがあった。それは4年制大学の前期課程ではなく、それ自体を完成教育機関として、4年制大学とは別個の新しい大学として位置づけようというものであった。とりわけ、女子のための高等教育機会の拡大としてジュニア・カレッジ制度を積極的に位置づけようとする議論があったことは重要である。とはいえ、学校教育法の文面としては、「大学の修業年限は当分の間、……二年又は三年とすることができる。」「前項の大学は、短期大学と称する」(第109条)とされ、制度としての短期大学はいわば暫定的措置として不安定なまま発足することとなったのである。

このように、この時期の青山学院女子専門学校の改革問題は、理想としては独立した女子大学を設立する構想を持ちつつも、主として財政的基盤の問題から男子の専門学校を4年制大学に昇格させることを優先せざるを得なかったことにより、構想の挫折を余儀なくされたものとみることができる。しかし、教育刷新委員会や学校教育法の国会審議、さらにCIE内部での議論などにおいて、短期大学の発足が暫定的措置であり、将来は四年制大学へと発展すべきものとして位置づけられていたことも確認しておく必要がある。

そのことは、本学自身、短期大学として出発した時点から自覚していたことであった。1949年10月に提出された青山学院女子短期大学の設置認可申請書では、学科の構成として文科(国文専攻・英文専攻)および家政科の2学科体制に専攻科が付設される形になっており、翌50年3月に文部省の認可を得た。そのうち家政科と国文専攻については、次のような「将来の計画」が述べられていた⁷⁾。

家政科は近く食物専攻・被服専攻・児童専攻とし、更に四年制大学に移行する予定である。

国文専攻部門は新しい世界観の下に新研究分野を開拓し、将来青山学院大学の国文学科として特色ある存在意義を示そうとするものである。

この申請書は、院長以下法人役員も構成員である「短期大学立案委員会」(49年9月発足)で作成されたものであるから、英文専攻以外は独自の女子大学に吸収するか、大学に統合するという予定が学院関係者も含めて合意されていたことになる。また初代学長である向坊長英は、本学発足後間もない52年の段階で、「短大を併設した女子大学にすることは、すでに筆者のみの宿願ではない」⁸⁾と書いていた。この年の入学志願者は5.3倍であったが、「まもなく7～8倍から10倍近い数を持続していくこととなった」⁹⁾と言われ、また「開学わずかに二年とはいえ、教授陣は十分に充実し、高い社会的評価のもとに入学志願者は年々爆発的な増加を示し、将来の飛躍は誰の目にも明らかであった。学生たちの知的水準と学習意欲は他の四年制大学に伍していささかも遜色がなかった」¹⁰⁾とも言われている。本学が発足後まもなくして、4年制女子大学に転換しうるだけの自信を深め、その機をうかがっていた様子が見て取れる。

2. 1958年の女子大学（女子学部）構想の挫折

(1) 短期大学制度見直しの動向

本学が短期大学として出発して10年を経ずして、再び女子大学化構想が浮上した。その背景として、短期大学制度が発足してからの数年間、その在り方が繰り返し問い直されていたという事情があった。折しも、政治的には「逆コース」と言われる教育改革を含む戦後民主化政策の全体に関わる見直しが進められ、他方で後の高度経済成長に向かう産業界からの教育制度への改革提言が相次いで示された時期であった。結論的に言えば、この中で発足したばかりの短期大学を廃止し、全く別個の教育機関へと改変しようとの動きが表面化したのである。これは本学にとっても重大な事態であった。

この動向を年表風に整理すれば、次のようなトピックが注目される¹¹⁾。

- 1951年11月 政令改正諮問委員会「教育制度の改革に関する答申」……大学は2年又は3年の専修大学と4年以上の普通大学とに分ける。→短大は専門的職業教育を主とする専修大学に吸収される可能性が生じた。
- 1954年10～11月 文部省内短期大学教育課程等研究協議会、中央教育審議会答申……短期大学を恒久機関化し、他方で「短期大学の教育課程と高等学校の課程を包含する新しい学校組織」を認めることを提言。→短大が後者の5～6年制教育機関に再編成される可能性が生じた。
- 1956年12月 中教審答申「短期大学制度の改善について」／57年11月中教審答申「科学技術教育の振興方策について」……短大制度を恒久化する。高等学校課程を包含する5～6年の技術専門の学校を設けることを提言。→54年中教審答申の追認
- 1958年3月 文部省「専科大学法案」を国会に上程……高等学校課程を含む5～6年制「専科大学」を設置し、短期大学は廃止する内容。→短大関係者をはじめとする反対論が続出する。

このプロセスが意味するものは何であろうか。政令諮問改正委員会、文部省、中教審の一連の答申に表れているものの本質は、「一見、短期大学をどうするかという論議に見えながら、実質的には、いわゆる『中堅職業人』—中級技術者—の供給機構をいかに設定するかという、主として産業界からの要求」¹²⁾であったというのが教育史研究の通説である。すなわち、当時の日経連、経団連などは1954年から56年にかけて一連の意見書を発表しており、例えば、「産業界においては、戦前旧制工業専門学校の供給していた中級技術者は今日の産業界においてもその必要を痛感しているが、現在2年制の短期大学では到底この要求を満足し得ない。よって2年制の短期大学を高校と結びつけ5年制の専門大学を設けその積極的拡充を図って……もって産業界の要請に即応すべきである。」¹³⁾（1956年11月、日経連教育委員会の要望書）という文章などはその典型的な表現である。

この動きは、58年の「専科大学法案」に結実するのであるが、この法案は59年まで3度

にわたって上程されたものの、いずれも成立せず廃案となった。しかし周知の通り、この動きは1961年の学校教育法一部改正により、62年度から中卒者を収容する5年制の高等専門学校が発足し、翌63年から短期大学制度は暫定的な扱いではなく、恒久制度化されることで決着をみるのである。

さて問題は、こうした動きに対して短期大学側はどのような対応をしたのかということである。いくつかの問題があった。1つは、短期大学制度の「恒久制度化」の問題であり、もう1つが当時の短大の多数を占めていた文化系・女子系短期大学に与える影響の問題であった。日本私立短期大学協会は、54年から57年の中教審答申が打ち出した案に対して次のように述べていた。

「科学技術教育振興は大賛成であって、中学卒業者を入学対象とした修業年限五年の新制度の創設についても特別の異議はない。文部省はこの制度へ現在の短期大学が移行することを期待しているようであるが、然し、この制度は主として男子の理工科系学校であるため、移行を希望しない文化系短期大学及び女子短期大学は現行の大学の枠内にとどめて、その上で恒久制度化を要求している。」¹⁴⁾

つまりは、産業界の要請を否定するものではないが、それをそのまま制度改革に直結させようとした文部省、中教審の構想は、短期大学の実情に沿ったものではなく、しかも現行の6・3・3・4制学校制度とは異なる類型の学校に短大を解消することにより、とりわけ文系・女子系の短期大学が「大学」の一種として持ち得てきた教職免許法その他の資格法制の枠外に出ることへの強い反対が表明されたということである。

本学における女子大構想も、このような危機意識の中で再浮上したことを確認しておく必要がある。

(2) 女子大学（女子学部）構想の再燃

このことにつき、『青山学院女子短期大学の歩み』は、「短期大学制度改革の急激な動きは、……本学教授会に、四年制女子大学の早期実現を決意させることとなった」と述べている。折しも国会に「専科大学法案」が上程された直後の1958年4月下旬以降、向坊学長は院長の了解の下に、大学学長、大学各学部長と懇談し、女子大学開設に対する了解を求めた。6月2日の本学協議会では、「三年制短期大学」「一学部三専攻の女子大学」「青山学院大学の一学部として女子のみの学部」という3案について検討し、女子大学案を適当とすることで意見の一致をみたという。6月11日の教授会には、「青山学院女子大学を開設すること」が議題にあげられ、次のように議決された¹⁵⁾。

- 一、教養学部的な性格をもつ単一学部の女子大学とすること。
- 二、その規模は、経営上の観点から次の二案とし、いずれをとるかは理事会の判断に従うこと。

A案 大学 国文100 英文200 家政100
短大 国文 50 英文100 家政 50

B案 A案の短大のかわりに修業年限2年の前期課程をおく。

三、教授会の意向を文書にまとめ、理事長と院長とに提出すること。

すなわち、A案は「教養学部的」な女子大学と短大の併設案であり、B案は女子大学と2年制の前期課程を置くという案である。B案で前期課程と称しているものは、「ジュニアコース」とも呼ばれており、大学後期課程への接続を強く意識したものであろう¹⁶⁾。

第3項の文書とは、「女子大学設置請願書」¹⁷⁾と題するもので、日付は「昭和三三年六月一日」とあるから、教授会当日にはすでに準備されていたものと思われる。教授会名による院長、理事長宛の文書になっており、原文はタイプ印刷で5ページ、別表が1ページ付いた長文である。内容は、本学が今日に至った経過を述べた後、女子大学設置の必要についていくつかの理由を挙げ、さらに女子大学と学院大学との関係の説明、という3つの部分からなる。以下、引用を交えて紹介したい。

まず、経過である。「旧制女子専門学校が戦後の教育制度改革に当り、女子大学として進展したいと企画しました際、当時の学院の経済上の理由等によって延期となり、新たに起こった短期大学制度の下に現在の形で再生」した本学は、「わが学院に於ける過去の女子教育の輝かしい成果に対する社会の篤き信頼とが、志願者の増大を見て、全国的なる高度の女子教育の機関として発展を示し、今日の隆盛を呈するに至りました」と述べている。発足時の女子大学構想は、学院の経済的理由等によって「延期」されたものの、今こそその機が熟したのだとする認識が読み取れる。

次に、女子大学設置の必要を述べた部分である。これは5点にわたっている。第1は、志願者動向である。近年は地方出身者が入学者の7割を超える勢いであるが、東京を始めとする「大都市の子女は、四年制女子大学に進学する傾向が顕著」となっているため、「学院内に四年制女子大学の施設を持たぬが為に、学院に於ける教育を望む幾多の女子学生を、みずから失いつゝある実情であることを遺憾に感ずる」としている。第2は、2年制の教育効果に関する限界である。「二ヶ年の教育という事は、……凡ゆる点で教育が徹底しない憾みがあり、……学生も亦入学の後、二年間では短きに過ぎる欠点を感じ、半ば不満足の中に卒業する有様」であること。第3は、文部省の「専科大学法案」への懸念である。「高度の優れた女子の教養を享受せんと目的を以て、全国各地から良家の子女が蟬集するわが青山学院女子短期大学の存在は、専科大学案とは全く相容れません。従って専科大学制度の下に於いては、短期大学としての当部の発展の余地は殆どないものと考えられ」、従って、「当短期大学を現状よりも、よりよく発展させる為には、この際速やかに女子大学を設置して戴くより外はないと信じるに至った」と結論する。第4は、共学とは異なる女子大学の必要性である。今日は一面で共学大学への進学者も増加しつつあるが、「なお他面に於いては、女子のみの大学に於いて女子に適応する教養を希望する者も同じく多数存在し、女子大学の必要性も強調される」現実があり、「殊に宗教々育に基く総合的な高い教養を授けるよき女子教学機関としての信望を全国に高めつゝある本学にあって

は、格別その存在の意義も深いものがある」こと。第5は、米国メソジスト教会ミッションボードとの特殊な関係を考慮する必要である。「将来その提携を益々深めて行くが為にも、学院内に於ける女子のみの宗教々育機関たる本学を益々発展させる事が必要」というものである。

最後に、女子大学構想と学院大学との関係である。「こゝに新設を望む女子大学は、新時代に適合すべき教養を博く豊かに身に具えた婦人を養成することを主眼とし、……学部の内容等も『教養学部』的なもの……とし、他の学部を経済上の負担をかけぬのみならず、学院全体の経営面にも貢献することが出来ますよう」学生収容数も現在の1,000名程度から1,600名程度に増加したい、と述べている。

要するに、この請願書は「専科大学法案」の上程という短大制度そのものの存亡の危機に対する対処であるとともに、実は発足以来の念願である女子大学化の理想を一気に実現しようとしたものである。短大として着実な発展を遂げつつあったとはいえ、当時の関係者にとっては短大にとどまること自体が理想とは異なるのだとする強い不満があったのだと解釈することができる。

(3) 女子大学案の再挫折

これ以降の経過については『青山学院女子短期大学の歩み』で詳述されているが¹⁸⁾、結果としては大学側の反対により、この計画は頓挫することとなった。念のため、時系列で経過を整理しておきたい。

- ・ 7月9日 大木大学長を含む大学の有力教授14名が会合し、女子大学案に反対する意見書を院長に提出した（内容は後述）。
- ・ 7月15日 常務委員会。古坂院長は向坊学長と協議の上、女子大学案に変更を加え、「青山学院大学に女子学部（仮称）を増設すること」をはかり、了承を得る。この場には7月9日の大学側有志の意見書も参考資料として配付された。
- ・ 7月19日 短大教授会。常務委員会決定を受け、大学の一学部としての「女子学部」（仮称）の設置を議決し、7名の設立準備委員を委嘱した。
- ・ 7月28日 上記大学教授等の懇談が向坊学長の出席を求めて行われ、「教養学部」構想や「女子学部（仮称）」について説明がなされたが、いずれも反対された。
- ・ 8月15日 短大側の設立準備委員会の「学芸学部」（女子のみ）案がまとまった。設置学科は、国語・国文学科、英語学科、社会福祉学科、生活科学科の4学科とされた¹⁹⁾。
- ・ 8月18日 短大側委員と、大学側の学長・教授等が懇談会を持つが、合意が得られなかった。
- ・ 8月19日 常務委員会。7月15日の決定を破棄し、次のような記録を残した。

「女子短期大学を新制四年制大学とする件

短大側と大学との調整が不十分であることから、今迄の四年制大学の中に女子だけの教養学部（あるいは学芸学部）を設けるとの計画は一応白紙にもどし、更に研究

の上協議をつづけることを諒承。」

- ・ 8月20日 短大教授会。大学の諒解が得られず、常務委員会で白紙撤回が決定された以上、短大としてはなすすべがないが、「請願書」自体は否定されていないので、この線に沿って運動を継続することを確認。翌21日、学長は院長、理事長に面談し、教授会の意を伝え、将来の善処を要請した。
- ・ 9月中旬 文学部、経済学部など関係学部の教授会において、女子学部案が白紙に還元した旨報告がなされた²⁰⁾。

ここで検討しておくべきは、大学側はなぜ女子大学案（女子学部案）に反対したかということである。大学側有志の意見書²¹⁾は、原文を確認できないため、『青山学院女子短期大学の歩み』による引用と記述からしか判断できないが、その後の学院・大学・短大の交渉内容なども含めて考えると、およそ次の点を指摘することができよう。

第1に、意見書は「女子短期大学は近い将来に衰微するがごときことはないと信ずる立場」から書かれていること、および「四年制大学の各科の増設の必要のある現在」云々という表現があることである。ここから類推できることは、短大教授会の「請願書」がうたっているように、当時の短大は隆盛の途上にあり、大学の目からも短大の将来について大きな改革は必要ないとの認識があり、むしろ目下必要なことは大学の学部・学科の増設にあるという認識があったらしい、ということである。

第2に、意見書は「教育的には、短大の四年制大学昇格と同じ目的を達するうえに、財政的に非常に有利」な方策をいくつか提言していることである。ここには、大学文学部英米文学科への短大卒業生の編入学、国文学科を新設²²⁾して短大卒業生の編入学の途を開くこと、家政科については将来理学部増設の際に編入学可能な科を設置すること、制度上短大の存続が困難になったときは短大の全教員を大学に移籍すること、などが含まれている。これらの提言には、短大の各学科から大学への編入学の途を開くことで、事実上短大の四大化要求が果たせるのではないかという考えがうかがえるが、それは短大側の考えとは相当の隔たりがあることは明らかであろう。とりわけ短大側の女子教育への強い思いはほとんど考慮されていないというべきであろう。

第3に、短大と大学との学部・学科の分野的重なりによる摩擦の問題がみられるという問題である。意見書には、「英語英文学を学ぶ希望の女子学生を急激に増加」させることを避け、「国文学科を新設して男子学生も入学させ、女子短大との有機関係を結ぶこと」が両者のために有利であるとの文言がみられる。また、7月28日の短大・大学との懇談の場では、短大の「教養学部」構想に社会科学系の専攻コースを含むことが経済学部²³⁾の発展を阻害するおそれがあるとして反対されたという。ここに挙げられている英文学、国文学、社会科学系の分野において、短大・大学は女子の受験生確保との関係で競合関係に陥るとの懸念があったことがわかる。

第4に、7月28日の懇談の場で、大学教授会の議を経ていない学部創設を常務委員会が

承認したことは違法であるとの指摘がなされたという問題がある。これは内容以前の手続き論ではあるが、大学から手続きの不備を指摘されては、常務委員会としても、短大教授会としても如何ともしがたい事態であったろう。

このように、女子大学案（女子学部案）が浮上し、一旦は常務委員会の承認を得るところまで進みながら結局終焉を迎えるまでの過程には、いくつかの異なるファクターが障害となったのであるが、結局のところ、短大の女子大学案の意図は、学院にも大学にも本質的には理解されなかったとみてよいのではないか。例えば、大学側有志意見書が提案した短大卒業生の大学への編入枠の拡大についていえば、それまでの文・法学部から経済・経営学部へと拡大したのが74年度からであり、推薦編入学が実現するのは実に95年度以降のことである²⁴⁾。

3. 1980年代後半以降の改組改革をめぐる模索

(1) 諸委員会の流れ

1984年9月、短大学長の諮問機関として将来計画委員会が設置された。これを皮切りに、新大学構想委員会、改組改革委員会等、ほぼ間断なく今日に至るまで、短大の将来と改組のあり方を問う委員会が設置され続けている。それらの委員会の流れをまとめると、次のようになる。

○将来計画委員会（第1次）

- ・1984年9月 「将来計画委員会」（前園主計委員長）設置
- ・1985年 学科別ヒヤリング6回実施
- ・1985～88年 第1回～第4回報告書
- ・1988年3月 委員会解散

○将来計画委員会（第2次）

- ・1990年4月 「将来計画委員会」（阿部幸子委員長）設置
- ・1991年 学科別ヒヤリング3回実施
- 3月 中間報告書
- 9月 データ作業部会報告書
- 12月 「将来計画委員会報告書」：総合文化学部（5学科）案、データ分析
- ・1992年3月 委員会解散

○新大学構想委員会

- ・1993年4月 「新大学構想委員会」（石井孝彦委員長）発足
- 6月 「自己点検・評価」実施のための資料作成
- ・1995年3月 「青山学院女子短期大学 1994－自己点検・自己評価報告」発表
- ・1996年3月 「新大学構想委員会報告書」：短大併設1学部2学科案・3学科案

- ・1998年3月 「新大学構想委員会報告書」：短大併設1学部2学科案（A案）
- ・1999年3月 「新大学構想委員会報告書」：短大併設1学部2学科案（B案）・1学部1学科案（C案）
- ・2000年3月 「新大学構想委員会報告書」
- ・2001年3月 「新大学構想委員会報告書」（加藤由利子委員長）委員会解散

○改組改革委員会・統合化問題検討委員会

- ・2003年3月 「改組改革委員会」発足（加藤晃委員長）
- ・7月 青山学院第二次将来計画委員会「青山学院の課題と展望」発表
- ・2005年3月 理事長・院長による諮問「大学と女子短期大学の統合化について」
- ・4月 「統合化問題検討委員会」発足（河見誠委員長）
- ・9月 統合化に関する「中間報告」
- ・2006年3月 統合化に関する「最終答申」提出

これらの委員会は比較的最近のものを含むので、全てを詳細に検討する必要はないであろう。それぞれの時期に、どのような問題意識で、何が議論され、どのような帰結を迎えたかという流れを確認するととどめたい。特に、「統合化」に関する諮問以後のことについては今回の検討からは省くことにする。

まず確認しておくべきは、1980年代半ばにこのような委員会が設置され、その後四半世紀にわたって類似の委員会が継続して活動をしてきたことの歴史的な意味である。それは一言で言えば、この時期に日本の社会構造に大きな変化が生じ、その影響が女子高等教育の世界に広く深く及び、とりわけ短期大学の存立基盤を揺るがすほどの深刻さを伴って推移した時期だということである。

(2) 各委員会の構想

①将来計画委員会（1984年～1991年）

第1次将来計画委員会（前園委員長）は、委員会で検討すべき事項と提言事項を次のように整理した。

検討事項 1) 女子高等教育の将来像

2) 四年制大学化

3) 学科再編成

4) 国際協力

5) 生涯教育（学習）

提言事項 1) 研究機関の創設

2) 情報センターの設置

3) 専攻科の充実

検討事項のうち、1) 女子高等教育の将来像については、教養に主点を置く女子大学を

堅持することが本学の発展につながるとの認識が示され、2) 4年制大学化については、2年制の短期大学と一貫した教育のできる小規模の4年制大学を併設することが望ましいとの答申が出されている。3) については芸術学科の開設を提言し(1989年4月開設)、4) についてはウェスタン・ミシガン大学、センテナリー・カレッジとの姉妹校締結として結実した。検討事項についても、それぞれの進展を見た(91年の総合文化研究所の設置など)。

90年4月から発足した第2次将来計画委員会(阿部委員長)は、前委員会が具体案の策定に至らなかった4年制大学化の課題を中心に取上げた。91年3月「中間報告書」において、本学がめざす大学像として、①女子の高等教育機関であること、②4年制大学であること、③人間教育の新たな拡充、④「都心型」大学であること、の4項目を掲げ、同年4から5月にかけて「1学部3学科制」の大学設置案を含む資料を作成し、3回にわたるヒヤリングを実施した。ヒヤリング資料の項目は次の通りであった。

I. 他に類例のない女子大学を

II. 現実的、かつ、理想的な長期計画

III. 1学部3学科制

IV. 能率的なカリキュラム運営、国際性の重視、社会人と家庭人の便宜のために

V. カリキュラム構成

そして、12月の最終「報告書」において、次の案を提出した。

○「総合文化学部」1学部5学科

芸術人間学科／文芸言語学科／人間環境学科／比較文化学科／総合政策学科

この案の特徴は、短期大学を廃止し、全てを1つの「総合文化学部」(女子大)に移行しようというものである。多分に「理想的」であった面は否めないとはいえ、その前提には「大学一般、特に短期大学は抜本的で質的転換のともなう変革の時期を迎えることとなった。そして大学はいずれも主体的にそれぞれに個性的な教育体制ならびに教育内容を創り出すことを緊急に求められるにいたっている」との状況認識があった。実際、この委員会の特徴はデータ作業部会を設けて、大学や短大をめぐる社会状況の変化についての膨大な資料を集積し、その分析を行っていることである。最終報告書全53ページのうち41ページを占めるデータ分析部分の目次を拾ってみよう。

1. 概観

1) 18歳人口の減少と女子の高学歴志向 2) 男女雇用機会均等法の施行と短大生の就職 3) 本学学生の現状 4) 他短期大学の対応策

2. 女子の高学歴志向

1) 世論調査から見た変化 2) 短大・大学進学率の動向 3) 女子の入学先 4) 学校側の対応 5) 青年の意識 6) 専門分野

3. 就職の状況

- 1) 女子の就業に関する法体系の変更 2) 生涯にわたって働く女性の増加 3) 短大卒と4大卒の生涯賃金の格差が歴然 4) 雇用均等法後、企業の雇用は短大卒から4大卒へシフト 5) コース別雇用制度など企業側の新しい対応 6) 企業が求める新しい人間像

4. 本学の現状

- 1) 受験者数の動向 2) 入試倍率 3) 第一志望の比率 4) 本学志望理由の変化 5) 行きたかったのは大学か短大か 6) 本学卒業後の大学編入学 7) 就職の状況 8) 入学志願者の出身地 9) 青山学院大学と本学との比較 志願者数の動向／女子学生の就職状況

5. 大学短大の新增設、改組の動き

- 1) 大学審議会「短期大学教育の改善について」答申(1991.2.8) 2) 文部省認可申請からみた動向 3) 短大変革の動き 4) 新設された学部 5) 東京女子大の場合

6. 将来計画関係記事論文

このデータ分析は、ほぼ1980年代の10年間が対象であるが、様々な指標から女子学生をめぐる社会環境が1986年を境に激変している様子を伝えている。今日から見て興味深い事実を1点だけ挙げると、全国統計で見た場合、18歳女子の進学動向においてそれまで優勢だった短大進学者の数や比率が四大進学者と逆転するのが1996年であるのに対して、本学の延べ志願者数で見ると86年の1万5千人をピークに減少に転じていること、また青山学院大学の女子の志願者数と本学の志願者数を比較すると、それまでは本学の志願者数が学院大学の女子志願者数を上回っていたのが、86年を境に逆転していることである。つまり本学の場合、全国平均より10年早く「短大離れ」の傾向が顕著に現れていることがわかる。就職内定率についても、88年までは本学の方が学院大学の女子学生の内定率を上回っていたが、90年に逆転している。これらのデータは、首都圏の有力な大規模私立短大としての本学の特性として、社会の変化をより早く敏感に反映している結果と見ることもできよう。ともあれ、この報告書は上のような情勢分析を踏まえて女子大学構想を打ち出したものであったこと、そして同時期(1988年)にいち早く短大を廃止した東京女子大の動きに重大な関心を寄せていたという事実を確認しておきたい。

なお、最終報告書がまとまる過程において、大木院長(当時)を迎えて短大の現状、近未来についての懇談会(1989年6月)が、また羽坂理事長・深町院長(当時)および常務理事を招いて短大の将来に関する懇談会(1991年3月)が開催されたとの記録があるが²⁵⁾、今のところその内容の詳細を確認することはできない。

②新大学構想委員会(1993年～2001年)

前委員会を引き継ぐ形で、1993年より「新大学構想委員会」(石井委員長)が発足した。

この委員会は、当時の栗坪学長より、①「自己点検・自己評価」の実施、②小規模4年制大学の可能性の探究について、という2つの諮問を受けて発足し、94年からは③学位授与機構による「認定専攻科」の検討が諮問に加わった。

このうち、小規模4年制大学の構想については、96年の「報告書」において次の2つの案を提出した。

○1学部2学科 併設短期大学部5学科

人間文化学部：言語文化学科／社会文化学科

短期大学部：国文学科／英文学科／家政学科／児童教育学科／芸術学科

○1学部3学科 併設短期大学部3学科

人間文化学部：表現文化学科／社会文化学科／人間環境文化学科

短期大学部：国文学科／英文学科／家政学科

これら2つの案は、いずれも大学設置基準、現職教員の専門分野、定年退職者に伴う専門分野の新たな拡充、業績審査、経営的観点、編入の見通し、等を勘案して作成したものである。さらに委員会は、①青山キャンパス、②全教員の雇用、③実現可能性、という3つの観点を加えて検討を重ね、他大学・短大の動向、受験生の傾向、就職状況等に関する諸資料の調査に基づき、98年および99年の「報告書」において、次の3案を提出した。

○A案：1学部2学科 併設短期大学部3学科

社会文化学部：表現文化学科／社会文化学科

短期大学部：英文学科／家政学科／児童教育学科

○B案：1学部2学科 併設短期大学部5学科

社会文化学部：表現文化学科／社会文化学科

短期大学部：国文学科／英文学科／家政学科／児童教育学科／芸術学科

○C案：1学部1学科 併設短期大学部5学科

社会文化学部：社会文化学科

短期大学部：国文学科／英文学科／家政学科／児童教育学科／芸術学科

「人間文化学部」「社会文化学部」といった学部名称や学科構成の違いはあるが、いずれの案も、第2次将来計画委員会の「総合文化学部」と同様、既存の短大学科構成を基礎にした教養系の1学部を想定している点で一貫している。他方、学部と短大の併設方式である点で、将来計画委員会とは異なっている。短大との併設方式を採用したのは、「全教員の雇用」「実現可能性」といった条件を付して、いわば現実路線を模索したためであったと思われる。

新大学構想委員会は2000年4月から加藤由里子委員長に代わり、これまでの16年にわたる検討内容の総括、学内外の状況に関する情報提供、教授会メンバーの意見を聞くことを目的として、全教員対象の懇談会や学科別懇談会を重ねた。2001年3月、懇談会の内容や

教授会メンバーの意見を整理した記録と資料を含めた「報告書」をまとめた。結果として、この報告書は2000年段階の本学教員における意見分布が整理されることとなった。その特徴をまとめておこう。

第1に、第2回懇談会で石井委員会が提案したABCの大学・短大併設案と、栗坪前学長の「認定専攻科拡充による大学構想」とが主なる検討素材になったことに象徴されるように、全面的な4年制大学への再編構想は姿を消し、併設案か短大充実策かという2つに絞られたことである。栗坪案とは、国文・教養の認定専攻科を拡充することで2年制から4年制までの幅を有する実質的に大学レベルの短大をめざすことが、現在最も確実な改革路線であるとするもので、これまでの女子大学設立案（単独であれ併設であれ）とは異なる発想であった。

第2に、そうした議論が反映してか、教授会メンバーの意見分布は大きく分かれ、1つに集約できる状況ではなかったということである²⁶⁾。例えば、「現状をどう捉えているか」という項目では、「現状でよい」とする意見と「現状に危機を感じている」とする意見が、後者の方がやや多いとはいえ真二つであった。「改革について」という項目では、「現状の路線（短大）上で改革を行う」と「抜本的改革を必要とする」という意見があり、この場合は後者の意見の方が圧倒的であった。

第3は、問題を短大内部に限定せず、様々な周囲の状況や条件を考えるべきだとの指摘が多く出されたことである。例えば、次の意見など。

- ・日本の高等教育全体の状況や政策、入学志願者や就職状況の推移を視野に入れるべき。
- ・18歳世代だけでなく、もっと広く社会人や卒業生にも開かれた大学にしたい。
- ・青山学院全体として将来構想を考える必要がある。学院大学との統合合併も視野に入れて、大学や学院と交渉していく必要がある。
- ・現状で可能な部分から改革を進め、10年、20年という視野の中で構想実現をめざす。
- ・今後の人事は将来を見据えて行わねばならず、学科を超えたレベルで構想すべき。

これらは一例に過ぎないが、女子4年制大学を開設することの困難やその際に検討すべき事項が多方面から意識されていることが分かる。

(3) 学院の対応

こうして明確な結論には至らなかったものの、短大をめぐる情勢の厳しさと危機意識、改革の必要を認識する機運は次第に高まった。当時の阿部学長は、何度も理事長・院長との懇談をもち、とりわけ4年制女子大学設立の可能性について打診を重ねた。その結果、2002年11月6日、羽坂理事長（当時）より、「青山学院女子短期大学の将来計画について（回答メモ）」という文書が非公式に手渡された。結論は次のようであった。

「青山キャンパスに4年制女子大学を創設するとのご提案は採用し難く、青山学院女子短期大学は、特色ある女子短期大学として当分の間存続させるのが相当である。」

その「理由」が9点挙げられているが、そのいくつかを拾ってみよう。

1. 女子短期大学は、その創立以来長期間にわたる教育研究の実績及び卒業生の持つ実力が社会的に高く評価されているので、全国の多くの短期大学と同じレベルの困難に直面しているとは考えられないこと。
4. 学院大学との連携を密にし、学院大学への編入の道を広くすることによって受験生を引きつけるとともに合格者の入学手続き率を高めることが可能であること。
7. 近時、女子の短期大学を4年制の女子大学に改組した例を見ても、その将来の見通しは明るくなく、その動向を冷静に観察する必要があること。
9. 以上の諸状況の中で、青山学院には既に高い評価を得ている共学の4年制大学である学院大学が存在しているにもかかわらず、同一法人内に4年制の女子だけの大学を創設することは相当でなく、学内コンセンサスを得ることは困難であること。

いろいろな論点があるが、基本的には、58年の際と同様の論理が伺えとともに、新たな状況認識もあるといえよう。つまり、現在の女子短大は他短大のような困難な状況にはないから、大学への編入を拡大すれば当分は大丈夫であるという論理は前者である。他方、女子短大から4年制女子大へ転換しても見通しは厳しいという判断は、当時進行中の他大学の動向への一つの見方であり、また同一法人・同一敷地内で共学大・女子大を併存させることの「学内コンセンサス」の困難という判断も、当時の学院内の実情を反映していることは確かであろう。

ともあれ、この回答は80年代以降十数年にわたって検討されてきた4年制女子大学設立構想に対して、とどめを刺したといってもよい。このころ発足した「青山学院第二次将来計画委員会」は、2003年7月、「青山学院の課題と展望」を発表した。ここで、本学の改組について、「高等教育全体の改革動向に一定の見通しが付くまで」女子短期大学は当面、現状の体制のさらなる充実を図ること、そして、「これまでの検討が次の機会に必ず生かされるよう、学院全体として調整するための方法の検討に着手すべきこと」との言及がなされた。基本的に上記「回答メモ」の線で学院としての方向性が決まったといってもよい。

こうした状況に対応し、本学では2003年3月、改めて「改組改革委員会」を設置した(加藤晃委員長)。まもなく同委員会は、児童教育学科を3年制の「子ども学科」に改組する方針を打ち出し、2006年4月より子ども学科が開設された。

2005年3月、内外の情勢の激動を理由として、理事長・院長連名の「大学と女子短期大学との統合化について」という諮問が大学長・短大学長両名に出され、本学はただちに「統合化問題検討委員会」を設置した(河見誠委員長)。その結果、同年9月両学長による中間答申を、06年3月には最終答申を提出した。事態は新たな展開を迎えることとなった。

以後、現在までの経過は、本稿の範囲を超えるので省略したい。

おわりに

以上、戦後の本学における「女子大化」問題について、3つの時期を設定し、その概要を整理した。ここから何が見えてくるか、いくつかの論点を挙げてみたい。

第1は、短大の「女子大化」問題の背景にある短大当事者たちの〈思い〉は何であったかという問題である。とりわけ1947～9年、58年の事態が示すものは、戦前の青山女学院—女子専門学校という青山学院の女子教育の伝統に対する痛切ともいえるべき自負心であり、戦後の改革に当たっては当然4年制女子大として再出発すべきである（あった）との強い意志である。『青山学院女子短期大学の歩み』（1975年）の1ページ目は「第一章 女子教育の伝統」と題して始まり、その中で次のように述べている。

「このように、青山学院の始源が女子教育にあったこと、また、それを継承する長い歴史において、近代および現代の日本の女子教育に大きな足跡を残してきたことを考えるとき、この短期大学は、青山学院という一大総合学園の中であって、特別な存在意義と責任とを有しているといっても過言ではないであろう。」

この「特別な存在意義と責任」の意識こそ、草創期の本学関係者を突き動かしていたエネルギー源であったとみなしてよいであろう。もちろん、時の経過と共に、関係者の意識も変わってくるのは当然である。80年代半ば以降、今日に至る改組改革論議においても「女子教育の伝統」は継承されてはいるが、草創期の関係者のそれと同じとはいえないであろう。

第2に、短大関係者がそれだけの使命感をもって取り組んできた「女子大化」要求は、結果として常に挫折を余儀なくされた。何故であったか。47～9年の時は学院の財政事情により男子専門学校の昇格を優先させたという便宜的ともいえるべき理由だった。しかし、58年の時はそうではない。いろいろな事情はあったが、主なる理由は大学側の反対であったといえよう。当時は大学もまた草創期の課題を抱えていたのである。学院側は、47～9年の時も58年の時も、最初は短大の主張を認めていたが、後にこれを覆した。ここでも大学・短大の間の優先問題があったと解することもできる。91年案・2000年案の時はどうだったか。大学側も学院側も、これを無視とはいわないまでも、積極的に青山学院の将来計画に短大問題を位置づけることはしなかった。結果、両案とも日の目を見ることはなかった。要するに、21世紀に臨む「女子高等教育」のあり方について、理念的にも実践的にも合意しうるだけの条件が青山学院には整っていなかったのだというしかない。

第3に、「女子大化」という目標そのものの持つ意味を、時期ごとの状況に即して検討する課題がある。47～9年、58年段階のそれは理解しやすい。共に、戦後改革期における旧制専門学校の大学昇格の文脈で位置づけることが可能だからである。問題は80年代半ば以降の諸案の位置づけである。91年案は、いくつかの他短大の改組動向と軌を一にする「短大廃止—女子大化」路線と類似の発想であったが、2000年案は「女子大・短大併置」案であり、発想は異なる。焦点はおそらく、短期大学制度をめぐる状況をどのように把握

するか、端的に言えば、短大を廃止するか残すかの決断の問題であっただろう。結果として、短大サイドは縮小してでも短大を残し、小規模女子大設立とセットにする路線を選んだわけだが、学院は女子大設立に否定的な態度をとったため、この路線も実現を見ることはなかった。局面が変わったのは、「大学と女子短期大学との統合化について」という諮問が出された2005年以降である。短大も大学も、「統合」路線の具体案については準備がなかった。では、「統合」をめぐる、学院側が十分なイニシャティヴを取ったかといえ、そうとは言いきれない。ここから先は、現時点に続く問題である。

-
- 1) これ以外に、例えば1972年9月、学長の諮問機関である「教育改善委員会」が中間報告を行い、短大の3年制・4年制問題について提起を行い懇談したとの事実もあるが、このような断片的な事実今回は省略した。
 - 2) 『青山学院女子短期大学の歩み』（1975年）37ページ
 - 3) 『青山学院女子短期大学の歩み』（1975年）38ページ
 - 4) 同上、39ページ
 - 5) 同上、39ページ
 - 6) 短期大学制度発足の経緯については、海後宗臣・寺崎昌男著『戦後日本の教育改革 9 大学教育』（東京大学出版会、1969年）に詳しい。
 - 7) 『青山学院女子短期大学の歩み』（1975年）47ページ
 - 8) 『青山学院女子短期大学新聞』第5号、1952年7月1日号。
 - 9) 『青山学院女子短期大学の歩み』（1975年）52ページ
 - 10) 同上61ページ
 - 11) 前掲『戦後日本の教育改革 9 大学教育』（東京大学出版会、1969年）参照
 - 12) 同上、245ページ
 - 13) 同上 235ページ
 - 14) 同上、242～243ページ
 - 15) 前掲『青山学院女子短期大学の歩み』（1975年）71ページ。原文の数字は漢数字。
 - 16) 「女子大学設置請願書」の別表の備考によれば、この点について「女子大学に前期課程を（ジュニアコース）を設けこれのみ修めるものも入学させ実質的にこれを短大の代用とする予定」と説明している。
 - 17) 本学事務室所蔵
 - 18) 同上、72～75ページ
 - 19) 「学芸学部」案の全体像は、同上72～73ページ
 - 20) 文学部教授会・第二部教授会記録（9月17日）、経済学部教授会記録（9月17日）により確認。
 - 21) ここでは「有志」としたが、これを単なる個人的意見と見ることはできない。現に、文学

部教授会記録（6月25日）によれば、「去る6月18日に行なわれた文学部懇談会の模様につき学部長より説明があり、『女子短大に関する委員会』の委員各6氏を委嘱することに決定、承認された」との記述がある。他学部の動きは確かめられないが、大学としての組織的な検討が一定程度なされたことは確認できる。

- 22) 当時の文学部は基督教学科、英米文学科、教育学科の3学科体制で、日本文学科が設置されたのは1966年である。従って、この時点で国文関係学科は短大にしか存在しなかった。
- 23) 経済学部は、大学発足当初からあった商学部と商学部第二部を改組して1953年に発足したもので、まだ発足後5年目を迎えたばかりであった。
- 24) 推薦編入学の開始は、1995年度から教育学科3年次（児童教育学科・教養学科が対象）および英米文学科3年次（英文学科が対象）、96年度から日本文学科3年次（国文学科が対象）、99年から経済学部3年次（全学科対象）へと拡大してきた。『50年の歩み』の年表を参照。
- 25) 『50年の歩み』の年表による。
- 26) 但し、この意見分布は比率的差異を表しているものではなく、取り上げられた意見の数の差に過ぎない。